

電気事業の部門別収支に関する監査について

事業者設定基準届出書

沖電販販企発第7号

令和7年7月30日

電力・ガス取引監視等委員会 事務局長 新川 達也 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長
社長執行役員 本 永 浩 之

「電気事業の部門別収支に関する監査について」3.の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別紙)

電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)①ロに
規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)①ロに規定する基準

① 一般管理費（（3）により整理されたものを含む。以下同じ。）は、それぞれ、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費に整理される費用を抽出することにより整理されている。

ロ イの整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理されている。

部門別収支計算規則別表第2

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

2. 設定した基準

電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)①ロに規定する一般管理費の水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費への整理については、電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)①ロに規定する基準によらず、次の基準により整理する。

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料（直課分以外）	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
	機械賃借料（直課分以外）	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比

委託費	清掃業務	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
	警備業務	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
	業務機械化関係委託費	直課された各部門人員数比	—
	その他委託費	—	直課された各部門委託費比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち機械賃借料（直課分以外）並びに委託費のうち業務機械化関係委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数との関係があると考えられることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

また、配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」および「直課された各部門委託費比」を設定した。

(別紙)

電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(ii)に
規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(ii)に規定する基準
(ii)(i)の整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準
又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売
費用に配分することにより整理されている。

部門別収支計算規則別表第2

	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)	—

2. 設定した基準

電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(ii)の給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用への配分については、電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(ii)に規定する基準によらず、次の基準により整理する。

	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件に限る。)	—

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

修繕費については、自己所有物件の床面積比と関係があると考えられることから、実態に応じた整理を可能とすべく「業務用建物(自社分)床面積比」を設定した。

(別紙)

電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(vi)に
規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(vi)に規定する基準
(vi)(v)の整理により難い費用は、部門別収支計算規則別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理されている。

部門別収支計算規則別表第2

		活動帰属基準	配賦基準
委託費	コールセンター関連費用(本島)	—	業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
	その他委託費		

2. 設定した基準

電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(vi)のネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用への配分については、電気事業の部門別収支に関する監査について1(4)③ハ(vi)に規定する基準によらず、次の基準により整理する。

		活動帰属基準	配賦基準
委託費	コールセンター関連費用(本島)	電話受付数比	—
	その他委託費		業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

委託費のうちコールセンター関連(本島)委託費については、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる、「電話受付数比」を設定した。